

丸亀市空家等対策計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果

丸亀市空家等対策計画は、本市の空家対策に関する基本的な考え方や進め方などを示すことを目的とした計画です。計画期間が令和3年度で終了することから、改定版の「丸亀市空家等対策計画(案)」を作成し、市民の皆様のご意見をお伺いするパブリックコメントを実施しました。

その結果、1件のご意見をいただきました。いただいた意見と丸亀市の考え方は下記のとおりです。

1. 概要

① 募集方法

募集期間	令和4年4月1日(金)～令和4年5月2日(月)
意見の提出方法	郵送、FAX、メール、持参
案の公表場所	市ホームページ、市役所(都市計画課、情報公開コーナー)、綾歌市民総合センター、飯山市民総合センター、本島市民センター、広島市民センター、各コミュニティセンター(本島、広島除く)、中央図書館、綾歌図書館、飯山図書館、ひまわりセンター、綾歌保健福祉センター、飯山総合保健福祉センター

② 提出数、提出方法、意見数

提出数	1通
提出方法	メール
意見数	1件

2. いただいた意見と丸亀市の考え

No	ご意見	丸亀市の考え
1	<p>空家の所有者が判明しており、解体の意思が強いが、費用を捻出できないという場合、空家の解体費用の全額を補助して欲しい。</p> <p>更地にした方が土地を有効活用でき、空家もなくなり、関わる業者も潤い、市が活性化すると思う。</p>	<p>ご意見にありますような効果も見込み、空家の解体費用に関する補助制度としては、平成27年度から「丸亀市老朽危険空き家除却支援事業」を実施しております。</p> <p>この制度では、申請件数や支給実績の推移、国・県の補助制度の内容、本市の財政状況等を考慮し解体費用の8割を補助しております(補助額の上限は160万円)。空家の解体が第一次的には所有者の責任であることから、全額の補助は困難であると考えております。</p>